

2025 年度人材確保支援事業補助金 募集要項

1. 事業概要

市内企業における人材の獲得を推進し、企業の経営体質の強化を図るため、市内中小企業者において新たに人材を採用する場合、それに係る費用の一部を助成します。但し、1事業者1回の申請となります。

2. 募集期間

2025 年 4 月 10 日(木)～(予算が終了次第、募集を締め切ります。先着順)

※ただし 2026 年 3 月 6 日(金) までに事業が完了し、実績報告書を提出する場合に限ります。

3. 補助対象者

次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること
- (2) 市税等の滞納がないこと
- (3) 市内に本社または事業所を有すること

4. 補助対象経費、補助率、補助上限額

市内中小企業への就職を希望する者で、単なる労働力としてではなく、保有する職務経験や資格、スキル等を生かし、企業の経営課題等の解決に資する者を採用するために直接要した以下の経費(但し、新規学卒者・補助事業者の親族は除く)。

補助対象経費	補助率	補助上限額
就職情報サイト(※1)への求人情報の掲載手数料	2分の1以内	1事業者あたり15万円以内
Web活用型合同企業説明会(※2)への出展料		1事業者あたり10万円以内
民間人材ビジネス事業者(※3)に支払った人材紹介手数料		

※1 就職情報サイト：就職情報の提供、企業の人材確保等を目的として開設されたウェブサイト
で、有料にて掲載を行うもの

※2 Web 活用型合同企業説明：オンラインで開催される合同企業説明会

※3 民間人材ビジネス事業者：職業安定法(法律第141号)第30条に規定する有料職業紹介事業の
許可を受けた事業者

※同一内容の事業について、国や県が助成する制度(補助金、助成金、委託費等)を重複する事業
は申請できません(申請中も同様)

5. 提出書類

【交付申請時】

交付申請書、人材確保支援事業補助金事業実施計画書、収支予算書、見積書（写し）、市税完納証明書、その他会頭が必要とする書類

【実績報告時】

実績報告書、人材確保支援事業補助金事業実施報告書、収支精算書、請求書（写し）、領収書等支払いの証明ができるもの（写し）、その他会頭が必要とする書類

6. 審査方法、結果の通知

申請後は事務局において書面審査を行い、予算の範囲内にて採択します。

採択結果については、別途文書にて通知します。

7. 実績報告、補助金の支払い

事業終了後、所定の様式により実績報告書を提出していただきます。

なお補助金の支払いは精算払いのため、実績報告書提出後の審査を通過した後、お支払いすることとなります。

8. 提出及び問い合わせ先

塩尻商工会議所 担当：折井・太田

・塩尻市大門一番町 12-2 えんぱーく 406 ・電話：0263-52-0258